

○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件

(平成28年6月3日財務省告示第173号)

(平成28年7月1日適用)

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年十二月財務省告示第四百号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月一日から適用する。

平成二十八年六月三日

財務大臣 麻生 太郎

三十七中「一ポリアルにつき本邦通貨一九円」を「一〇〇ポリアルにつき本邦通貨二九円」に改める。

百三中「一〇、〇〇〇ベラルーシ・ルーブルにつき本邦通貨八一円」を「一ベラルーシ・ルーブルにつき本邦通貨八一円」に改める。